

重 要

2011年3月18日

輸出品に対する放射能非汚染証明（非被曝証明）について

東日本大震災に起因するわが国における放射能拡散の可能性に反応して輸入者（事業者）より、「放射能非汚染証明書（非被曝証明書）」の提供が求める事案が増加している状況にあります。

大阪商工会議所は、放射能汚染の有無を検査する機関でなく、従って、上記の証明書を発行することはありません。

ただし、輸出者が自主的に、輸出品が放射能に汚染されていない旨を宣誓される場合、当該宣誓文の輸出者サインに対して、サイン証明書を発給することは可能です。

この場合、以下の諸点にご留意ください。

- 輸出者として、大阪商工会議所に貿易登録がなされ、有効期間内であること。
- 誓約書の輸出者サインが、大阪商工会議所に登録のサインと同一であること。
- 誓約書は、輸出者のレターヘッドを使用して、原則として英語で作成されたものであること。
 - ・フランス語、スペイン語も可。
 - ・中国語、日本語などその他言語は、たとえ一部での使用でも一切不可
- 誓約書の文言は、輸出品が放射能に汚染されていないとの事実を表明するものに限ります。

以下に該当する文言等が含まれる場合はサイン証明の対象となりません。

- ・客観的な事実に基づかない事柄や推測の範囲を出ない文言が含まれる場合
- ・事実に反する文言が含まれる場合
- ・その他、誓約書として不適切な文言が含まれる場合

詳細は、窓口でご相談ください。

大阪商工会議所国際部証明センター
TEL：06-6944-6411